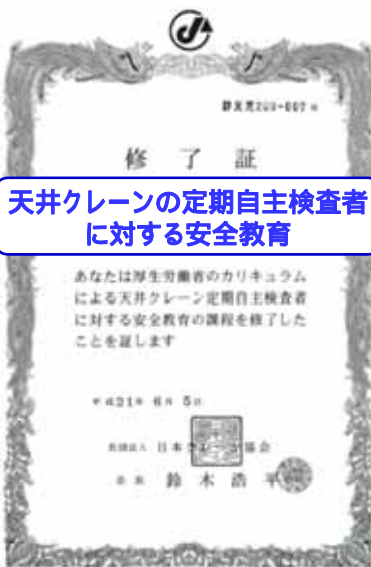


Techno Report

『クレーン定期自主検査』の紹介

つり上げ荷重が0.5トン以上のロープホイストまたは電気チェーンブロックを使用する場合は、クレーン等安全規則(労働省令第34条～36条)の規定により、**事業者**に**定期点検自主検査(月次点検・年次点検)**が義務付けられています。定期自主検査を実施するための資格や免許は特別定められていませんが、弊社では日本クレーン協会が実施する『天井クレーンの定期自主検査者に対する安全教育』を修了したサービスマンが点検に従事しています。日本クレーン協会の統計によりますと、平成23年度のクレーン等による死傷災害者数は1,799人(内数:全産業での死亡者=67人、内製造業=25人)、1日当たり約5人と多発しています。安全な作業と設備保全のために、**お客様のご依頼により点検を代行します**。点検に困った際には、弊社担当者に気軽に声をかけて下さい。

天井クレーン点検中写真



天井クレーンの定期自主検査者に対する安全教育

クレーン使用のフローと法律

